

環境美化はみんなの手で

いまちづくり事業を進めています。美化活動にご協力をお願いします。

環境自治体宣言(平成14年4月)のまち八幡市は、市民の地域を愛する気持ちを原動力に、美



美しいまちづくり まかせて!

市長のふれあい日記

まちをきれいに

市内の小・中学生や高校生、PTA、幼・保育園児、自治会などが自主的に清掃活動に取り組んでいます。また人知れずバス停や道路などを掃除しているボランティアがいます。ごみのポイ捨てが少なくなり、まっ

の愛着がわき、人の心も美しくしてきます。
9月26日、今年度2回目の「まちかどのごみゼロの日」です。まちをきれいにしてください。ご協力をお願いします。
来年度の予算編成に向けた準備の時期になりました。市長にさせていただいて1期目の総仕上げの予算となり、またみんなの八幡を築いていくために、国や京都府と協議をしながら進めてまいります。

参加団体を募集しています

市は、公園や道路などのごみを拾ったり樹木に水をやりたり、除草などをするボランティアグループを募集しています。
2人以上の家族やグループで、作業する場所と範囲を決めてください。環境保全課にある指定用紙(届出書)に必要事項を記入して、

「ごみゼロの日」の一斉清掃に参加した市民(6月6日、放生川周辺)



道路を清掃する高校生(男山地域)



会社の周りを清掃する従業員(上津屋工業団地)

26日はまちかどのごみゼロの日
市は9月26日(日)、道路や公園の一斉清掃(小雨)を実施します。ご協力をお願いします。
◆問い合わせ 環境保全課

子ども手当の申請はお済みですか

4月から始まった子ども手当は、中学生までの子ども1人につき1万3千円が支給されます。
▽申請が必要なる人 中学2年生・3年生の子どもを養育されている人や所得超過

9月下旬に調査員が訪問

国勢調査は日本に住むすべての人、世帯を対象とする調査です。調査結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、雇用対策など、私たちの暮らしのさまざまな分野に役立てられます。
調査員が9月下旬から訪問し調査票を配布します。調査票に10月1日のあなたの状況を記入し、封筒に封をして調査員に渡してください。または直接、市に郵送してください。
◆問い合わせ(9月20日~10月30日、平日午前8時30分~午後9時、土日祝午前9時~午後5時) 国勢調査実施本部 政策推進課 ☎981-7800

決行)を実施します。ご協力いただける人は午前9時、活動しやすい服装で①または②の清掃(集合)場所にお集まりください。軍手やごみ袋を用意します。
▽清掃(集合)場所 ①八幡市駅前と放生川の周辺(八幡宮一ノ鳥居前)集合 ②さくら公園と松花堂周辺(さくら公園ポケットパーク)集合
※雨天の場合は10月3日(日)に延期します。
◆問い合わせ 環境業務課

南ヶ丘浴場の改修工事

老朽化に伴う南ヶ丘浴場の全面改修を行います。工事期間中は男性、女性の1日おきの利用となります。またポイラー等の設備入れ替え時は完全休業となります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
▽工事期間(男女1日おきの入浴営業期間)
①9月20日(月)~10月9日(土)
②10月25日(月)~11月27日(土)
▽完全休業
①10月10日(日)~10月24日(日)
②11月28日(日)~11月30日(火)
※工事説明会を9月8日(水)午後7時から、八幡人権・交流センターで開催します。
◆問い合わせ 福祉総務課

近畿農政局が食彩の会を表彰

特定非営利活動(NPO)法人京・流れ橋食彩の会(上津屋里垣内)が7月19日、神戸市立六甲道勤労市民センターで行われた「米粉まつり2010」で、近畿農政局長から表彰されました。
同会は、米粉食品の普及や米の消費拡大、食生活の改善等に努めています。

火災・救急統計		
消防本部 ☎981-4119		
22年1月~7月累計()内7月分	昨年同期累計	
火災出動	12件 (3件)	11件
火災以外の出動	90件 (16件)	106件
救急出動	1974件 (358件)	1878件
搬送人員	1830人 (331人)	1766人



と4月分から10月分の手当を支給することができません。申請した月の翌月分からの支給となります。また申請がお済みでない人は、申請をお願いします。
▽申請書 申請が必要なる人に、市から5月に申請書を送付しています。子どもが市外に住んでいる場合は申請書を送付していませんので、子育て支援課で申請してください。
※4月以降の出生や転入者は申請月の翌月からの支給となります。
◆問い合わせ 子育て支援課

あなたのアイデアを募集

「食品」テーマに八幡の特産品

八幡市商工会は「食品」をテーマにした八幡市の特産品を募集します。あなたが考えた地元の魅力やアピールできる新しい「京・やわたブランド」をお待ちしています。

▽内容 総菜、菓子、パンなどの加工食品(なるべく地元農産物を使用してください)
▽景品 入選2万円(5人)、佳作2万円(20人)の市内買い物券を贈呈
▽応募方法 応募用紙またはA4用紙に①②③を記入し、郵送・ファックス、または市商工会、市役所1階庁舎案内、市観光協会、四季彩館、市生涯学習センターにある応募箱に入れてください。①氏名②年齢③住所④電話番号⑤職業⑥商品名または食品名称⑦商品の部類(洋菓子・和菓子・パン類・総菜ほか)⑧使用する八幡の食材名⑨アイデアを考えた理由⑩調理法等⑪八幡の特産品を知っているかどうか。知っている場合は具体的に記入してください。
※詳細は、チラシ・ポスターをご覧ください。応募書類は返却しません。
▽応募期間 9月20日まで
▽当選発表 10月末日以降
に、市商工会の窓口およびホームページ(http://www.yawata-kyoto.jp)で発表します。
※採用されたアイデアおよび商品の所有権は市商工会に属し、内容を一部変更して商品化することもあります。
◆応募先・問い合わせ 市商工会特産品開発プロジェクト係(T614-80093八幡三本橋59-1) ☎981-0234 FAX981-8556



認定長期優良住宅

固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

▽認定長期優良住宅とは 長期にわたり良好な状態で使用することができるように、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であると、京都市知事が認定した住宅です。

▽減額される住宅の要件
①平成21年6月4日から平成24年3月31日までに新築

された住宅②併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること③床面積は、専用住宅が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

▽減額の範囲 居住部分(120㎡以下相当分に限定)の固定資産税額の2分の1

▽減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間。それ以外の住宅は新築後5年間

▽手続き 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添付して、1月31日までに申請してください。

こんなときは14日以内に国保医療課へ	届け出に必要なもの
1. 八幡市に転入したとき	印かん、転出証明書
2. 子どもが生まれたとき	印かん、国民健康保険証、母子健康手帳
3. 他の健康保険等を脱退したとき	印かん、健康保険等の脱退証明書
4. 生活保護が廃止されたとき	印かん、保護廃止決定通知書
5. 外国人が転入などで加入するとき	外国人登録証明書
届出の手続き	
1. 八幡市から転出するとき	印かん、国民健康保険証
2. 家族が死亡したとき	印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの
3. 他の健康保険等に加入したとき	印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証
4. 生活保護を受けるようになったとき	印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書
届出の手続き	
1. 退職者医療制度に該当したとき	印かん、国民健康保険証、年金証書
2. 退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、国民健康保険証
3. 市内での転居、氏名変更、世帯主変更	印かん、国民健康保険証
4. 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき	印かん、国民健康保険証または本人確認のできるもの
5. 修学のため、家族が他の市町村に住むとき	印かん、国民健康保険証、在学証明書
6. 一時的な理由により他の市町村に滞在するとき	印かん、国民健康保険証
その他の手続き	

※届け出をするときに本人確認を求められることがあります。免許証等、本人確認ができるものを持参してください。代理人は、委任状と本人確認のできるものが必要です。
※同一世帯に国保加入者がいる場合、手続きに国民健康保険証が必要です。

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険は、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健康保険)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)はこれらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していなくても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

国保に加入するときや脱退するときは、届け出が必要所。必ず14日以内に市役所の国保担当窓口へ届け出てください。

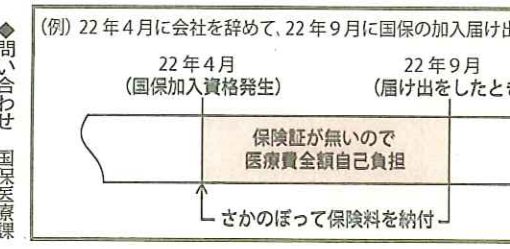
○質問 犬、猫のふん尿放置対策について

◎回答 動物管理の不十分さやふん尿の放置などの対策について、皆さまから多数の意見をいただいています。一部のマナー違反者の行為により、みんなが

ペットはマナーを守って飼いましょう

市税は納期内に納付を

固定資産税(第3期分) 納期限は 9月30日です



市税は納期内に市税取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され京都府税務機構に徴収権限が移ります。※京都府地方税機構とは、府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

□口座振替の利用を 口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにならび、各税の納期もなくなり、納め忘れもありません。

□座振替の手続きは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込みがない場合があります)または納税課で行ってください。

□座振替の申請は、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込みがない場合があります)または納税課で行ってください。

□座振替の申請は、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込みがない場合があります)または納税課で行ってください。

□座振替の申請は、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込みがない場合があります)または納税課で行ってください。

◆問い合わせ 納税課